

第14号議案

町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)3月10日

提出者 町田市長 石阪丈一

## 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

町田市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日前に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（町田市の区域内に係るものに限る。以下同じ。）がされた場合においては、最初に当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日から適用する。

町田市災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)</u>第44条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による町田市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(以下これらを「災害派遣手当等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による町田市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当又は<u>武力攻撃災害等派遣手当</u>(以下これらを「災害派遣手当等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>